

教 生 学 第 6 2 8 号
令和 2 年（2020 年）11 月 18 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

「学校における危機管理の手引（改訂 3 版）」の追録について

このことについては、これまで学校等を対象とした爆破予告をされる事案が発生したことから、道教委が作成した「学校における危機管理の手引（改訂 3 版）」の追録として、別添のとおり「施設・設備の爆破（爆破予告）」及び「犯罪の予告」を作成しましたのでお知らせします。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校においては、危機管理マニュアルの改善、学校の安全管理や児童生徒の安全確保に関する研修等に本手引を御活用願います。

なお、本手引は、次の道教委 W e b からダウンロードし、御活用願います。

記

○「学校における危機管理の手引（改訂 3 版）」

<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/kikikanrinotebiki/kikikanri3.pdf>



○「学校における危機管理の手引（改訂 3 版）」（追録）

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/tebiki.pdf>



（生徒指導（学校安全）係）

追録 施設・設備の爆破（爆破予告）

A高校で2時間目の授業中、職員室に、「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する。」と電話があった。電話を受けた教職員は、さらに詳しいことを聞こうとしたが、電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
- 管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、教職員に生徒の安全な場所への避難誘導を指示する。（爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。）
- いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全確保のため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には触れないよう指示する。
- 教職員が分担し、不審物がないか確認し、迅速に避難させる。避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- 校地内に、来客を立ち入らせない。

警察との連携・対応

- 警察の指示に従い、捜索等に協力する。（校舎配置図、校舎案内、電話内容の事情聴取、不審物情報等）
- 捜索結果ごとに、警察の助言を参考にするなど、連携して以下の対応をする。

〔爆発物が発見された場合〕

- 避難場所の再検討（変更）など生徒等の安全確保を図る。
- 生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- 爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
- 爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- 保護者に事故の状況について説明する。

〔爆発物が発見されなかった場合〕

- 学校は授業の再開の時期を決定する。
- 保護者に事故の状況について説明する。

爆発発生時の対応

〔避難完了前に爆発した場合〕

- 生徒等をグラウンドなど校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
- 負傷者の応急手当、救急車で負傷者の医療機関への搬送する。
- 死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
- 教職員は負傷者の搬送先の病院を保護者へ連絡する。
- 校舎等の被害状況を確認する。

〔避難完了後に爆発した場合〕

- 点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
- 校舎等の被害状況を確認する。
- 生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。

〔事態が収束した後の対応〕

- 警察や消防の現場検証に協力する。
- 負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
- 教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等の必要な対策を迅速に行う。

保護者への対応

- 事故の発生及び状況について連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生に備えた学校体制の確立

- 緊急時に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関等の所在地、電話番号を教職員に周知するとともに、職員室、事務室等に掲示する。
- 様々な想定避難訓練を行い、生徒の緊急避難が迅速確実に行われるようにする。
- 校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無を確認しやすくする。

爆破等の予告に対する対応方針

- 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- 安全確保の上で教育活動を実施する。

追録 犯罪の予告

市内の小・中学校を対象とした爆破等の予告のメールが、市役所に送られてきた。
【予告内容の例】「●月●日●時●分より、学校を爆破する。」

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・犯罪予告を受けた学校または教育委員会が警察へ通報し、学校の警戒を依頼する。（市町村教育委員会は、速やかに教育局へ報告願います。）
- ・管理職は全職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。

警察への協力と対応

- ・学校は、犯行予告日まで、警察と連携し、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
 - ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。
- ※不審物が発見された場合
- ・警察と協力し、児童生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
 - ・児童生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
 - ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
 - ・保護者や児童生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
 - ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、児童生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。

保護者への対応

- ・犯罪予告の概要を伝える。
- ・教育委員会は域内の各学校の保護者に周知する内容を検討し、学校に指示する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故概要を速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等の指導助言を受け、対応状況を適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。（複数校を対象とした事案の場合は、教育委員会が窓口となる。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

不審者の侵入防止体制の整備（日常的な取組）

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等を点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去し、異常の有無を確認、不審物の発見に努める。
- ・使用しない出入り口及び教室等は施錠する。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、日頃から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する。

危機管理体制の確立

- ・同様の事案を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【参考資料等】

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。